

保存版

広瀬小学校PTA 個人情報取扱規則



仙台市立広瀬小学校PTA

〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字二本松 40

TEL 022-392-2208

*大切に保管のうえ、ご活用ください。

広瀬小学校PTA個人情報取扱規則

（目的）

第 1 条 仙台市立広瀬小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

（責務）

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

（取扱者）

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員、PTA運営委員とする。

（秘密保持義務）

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（利用）

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- （1）PTA会費の集金業務、管理業務
- （2）文書の送付
- （3）役員・委員名簿の作成、PTA活動における各種名簿の作成
- （4）委員選出、並びに本部役員などの推薦活動
- （5）広報紙などへの掲載

（利用目的による制限）

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保持するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出しなど)

第 10 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器などについては、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

2 委員歴カードについては、PTA室内に施錠して保管し、持ち出しは禁止することとする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成など)

第 12 条 個人情報を第三者（前条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 提供する対象者の氏名

(3) 提供する情報の項目

(4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認など)

第 13 条 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保持する。

(1) 第三者の氏名

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示など)

第 14 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時などの対応)

第15条 個人情報データベースを漏えいなど(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長に報告する。

(苦情の処理)

第16条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第17条 本会の「広瀬小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附 則

本規則は、平成31年4月19日より施行する。